

「簡素で、透明性が高く、比較可能な 短期証券化商品の自己資本規制上の 取扱い」の概要

2018年7月

金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した最終規則文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

はじめに

1. 経緯
2. 短期証券化商品(ABCP)の概要
3. バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)及び証券監督者国際機構(IOSCO)による「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」について
4. バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」について

はじめに

- バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)と証券監督者国際機構(IOSCO)は、2018年5月14日、「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」を公表。また、バーゼル委は、同日、同要件を満たす短期証券化商品の自己資本規制上の取扱いに関する最終規則文書を公表。
- バーゼル委は、国際金融危機の経験を踏まえ、証券化商品の資本賦課枠組みの見直しを行った。「外部格付への機械的な依存の低減」、「リスク感応度向上と資本賦課水準の保守化」及び「クリフ効果の抑制」に注力し、リスクの保守的な反映と簡素さのバランスに配慮した新たな資本枠組みを2014年12月に策定。
- そのうえで、危機後に低迷した証券化市場を活性化させる観点から、2016年7月、「簡素で、透明性が高く、比較可能(将来の予見性の高い) [STC: Simple, transparent and comparable]」な(ターム物)証券化商品の特定と同商品に対する自己資本規制上の軽減措置を最終化。
- 今般、銀行が有する短期の証券化商品(正確には導管体を用いた二層構造の商品)をSTC証券化商品として特定するための要件と、同要件を満たした場合の自己資本規制上の取扱いについて、最終合意。これにより、危機後のバーゼル委による自己資本規制における証券化商品の取扱いの一連の見直しが完了。

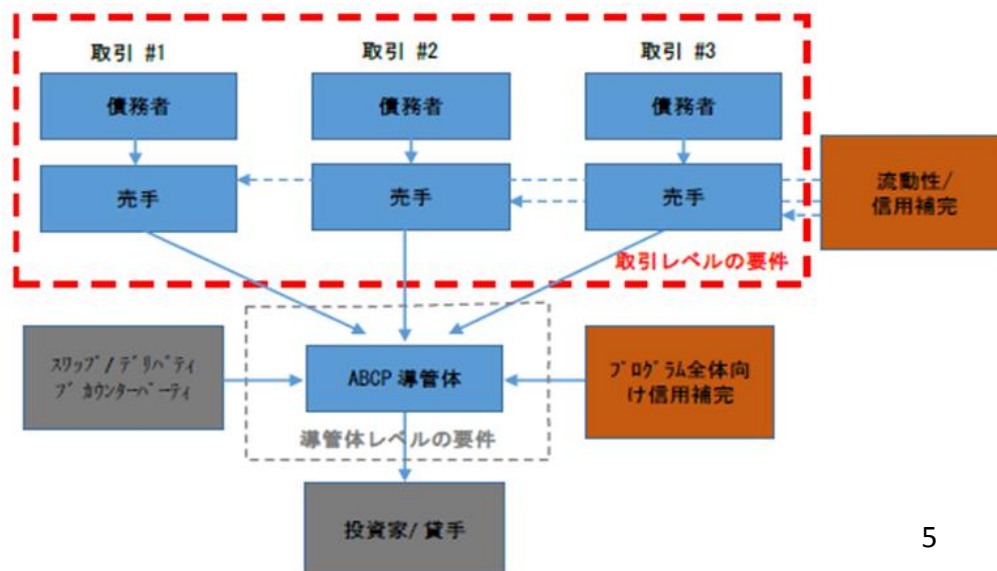
1. 経緯

- バーゼル委による証券化商品の取扱いの見直しの経緯は以下の通り。

(年月)	対応
2009年7月	● バーゼル規則を部分的に見直し(所謂、バーゼル2.5)
2014年5月	● ECB/BOEが共同でEUにおける証券化市場の活性化に向けたペーパー(原題:The case for a better functioning securitisation market in the European Union)」を公表、
2014年12月	● 「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」に関する規則文書(※)を公表 ● (ECB/BOEのペーパーを踏まえ、)IOSCOと共同で、「STC証券化商品を特定する要件」に関する市中協議を実施
2015年7月	● IOSCOと共同で、「STC証券化商品を特定する要件」(注)を公表 (注)実質的にターム物STC証券化商品の要件
2016年7月	● 「STC証券化商品を特定する要件」を踏まえ、(※)を改訂 — ターム物STC証券化商品の自己資本規制上の軽減措置を明記
2017年7月	● IOSCOと共同で、短期STC証券化商品を特定する要件に関する市中協議を実施 ● 併せて、同要件を踏まえた、短期STC証券化商品の自己資本規制上の取扱いに関する市中協議を実施
2018年5月	● IOSCOと共同で、「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」を公表 ● 最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」を公表

2. 短期証券化商品(ABCP)の概要

- バーゼル委(およびIOSCO)は、短期証券化商品のSTC要件とその自己資本規制上の取扱いの策定にあたり、2014年12月の「STC証券化商品を特定する要件」に関する市中協議で特に要望が多かった、ABCPのスキームを念頭に置いた。
- 一般的なABCPは、ABCP導管体(コンデュイット)が複数の債権(売掛債権等)を束ねた原資産を保有し、これらを裏付としてCPを発行する仕組み。すなわち、①個々の債権の取引が存在する「取引レベル」と、②債権が束ねられてABCP導管体が保有する「導管体レベル」の2層構造が存在すると整理される。
- このため、短期証券化商品のSTC要件とその自己資本規制上の扱いの策定にあたっては、導管体レベルと取引レベルそれぞれで要件を設定。
- また、銀行のABCPへの関与の仕方の違い(①投資家としてABCPを購入して保有する場合、②スポンサーとして取引レベルまたは③導管体レベルで流動性・信用補完を行う場合)についても考慮。



3. バーゼル委及びIOSCOによる「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」について

- バーゼル委がIOSCOと共同で作成した「短期STC証券化商品を特定する要件」は、投資家全般が証券化商品に安心して投資できる環境を整えることを目的としたもの。
- 取引レベル、導管体レベル、または両方に係る17の要件を設定。

A1: 資産の性質	B10: 支払いの優先順位および観察可能性
A2: 資産のパフォーマンス実績	B11: 議決権および行使権
A3: 証券化時点の信用状況	B12: 文書の開示および法的レビュー
A4: 引受基準の一貫性	B13: 利害の一部共有
A5: 資産の選択と移転	B14: マチュリティ変換上限
A6: 当初および期中でのデータ提供	C15: 金融機関の特定
B7: スポンサーからの流動性・信用補完の完全な提供	C16: 受託者および契約上の責任
B8: キャッシュフローの償還	C17: 投資家に対する透明性
B9: 通貨／金利の資産・負債ミスマッチ	

3. バーゼル委及びIOSCOによる「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」について

- 市中協議文書に対するコメントを受けて修正・明確化された主な論点は以下のとおり。

「売手」の定義

- ✓ 売手の定義に「当初のオリジネーターから購入した債権」を保有する者を追加。

資産の性質(要件A1:取引レベル)

- ✓ 脚注9に「この要件は設備リースや自動車ローン／リースを自動的に短期STC証券化商品から排除するものではない」と加筆。

パフォーマンス履歴(要件A2:導管体レベル)

- ✓ スポンサーが投資家に提供する損失データを裏付資産の仮プールのデータで代替することを許容。

支払い状況(要件A3:導管体レベル)

- ✓ スポンサーが投資家に対して表明保証するのは、「知り得る限り、デフォルト／延滞／疑わしい状況にない」こととした。

3. バーゼル委及びIOSCOによる「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」について

- (続き) 市中協議文書に対するコメントを受けて修正・明確化された主な論点は以下のとおり。

引受基準の一貫性(要件A4:導管体レベル)

- ✓ スポンサーは引受基準の重要な変更のみを投資家に報告すればよいこととした。

満期変換の上限(要件B14:導管体レベル)

- ✓ 平均残存期間の上限を3年とした。

受託者および契約上の責任(要件C16:導管体レベル)

- ✓ 導管体レベルにおいて、スポンサーが投資家に対し、「全ての債権の売手が社内ポリシーを満たしていることの表明保証をする代わりに、売手から表明保証を受け取っていることを確認することでよい」と明確化。

4. バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」について

- バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」では、銀行に対して資本賦課軽減を認めるための追加要件を設定。
 1. 資本賦課の軽減措置を受けるには、BCBSとIOSCOが共同作成した「短期STC証券化商品を特定する要件」に加えて追加要件を満たす必要がある。
 - 債権プールの「質」、「粒度」に関する追加2要件を合わせ、19要件（STC要件）。さらに、既往要件にも一部条件を追加。
 2. 投資家としての銀行は、取引レベルと導管体レベル双方のSTC要件を満たせば資本賦課軽減措置の対象となる。
 3. スポンサー銀行が取引レベルでエクスポージャーを保有する場合には、取引レベルのSTC要件を満たせば資本賦課軽減措置の対象となる。但し、スポンサー銀行のエクスポージャーが導管体レベルに存在する場合には、双方のSTC要件を満たさねばならない。
 4. 流動性枠と信用枠の主要スポンサーは1つとするが、主要スポンサーの信用力低下に伴い交代せざるを得ない場合は、例外とした。
 5. STC要件の遵守判断主体については、ABCPを購入する場合は投資家、スポンサーのエクスポージャーはスポンサー自身。第三者スポンサーの場合は主要スポンサーから十分な情報を得た後に、第三者スポンサー自身で行う。

4. バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」について

- 市中協議文書に対するコメントを受けて修正・明確化された主な論点は以下のとおり。

資産のパフォーマンス履歴(要件A2:追加要件)

- ✓ 市中協議文書では、利用可能な損失実績データの最低年数として、リテール7年、その他5年を求めていたが、最終規則文書では、各々5年、3年に短縮。

資産の選択・移転(要件A5:追加要件)

- ✓ 市中協議文書では、債権の真正売買と移転を第三者の法律意見書で確認することとなっていたが、最終規則文書では、社内の法律見解で可とした。

当初と期中の情報開示(要件A6:追加要件)

- ✓ 市中協議文書では、追加要件として「裏付資産から発生するキャッシュフロー(新規購入、プリペイ、償還)および未払い負債に関するデータ」も開示項目となっていたが、最終規則文書では、この点を削除。

裏付資産のプールの粒度(要件D19:短期STC資本賦課要件専用の要件)

- ✓ 市中協議文書では、導管体レベルにおいて、単一債務者向けのエクスポージャーが、裏付資産のプール全体に占める割合を最大1%(ホールセールは自国裁量で2%)としていたが、最終規則文書では、最大2%(ホールセールは自国裁量で3%)に緩和。

4. バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」の概要

(資本賦課の軽減措置)

- バーゼル委が2014年12月に公表(その後、2016年7月に改訂)した「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」の規則文書には、銀行が証券化商品の資本賦課を算出する方法として、①内部格付準拠方式(以下、SEC-IRBA)、②外部格付準拠方式(以下、SEC-ERBA)③標準的手法準拠方式(以下、SEC-SA)の3つの方式が定められている。

※3つの方式には、①→②→③の順で適用順位(ヒエラルキー)が設定されている。

- このため、最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」では、銀行のABCPへの関与の仕方に応じて、上記3つの方式を用いた各々の資本賦課の軽減措置が可能になる。

4. バーゼル委による最終規則文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品の自己資本規制上の取扱い」について

- 銀行が①SEC-IRBAまたは③SEC-SAを用いて資本賦課を算出する場合、短期STC資本賦課要件を全て満たす短期証券化商品(ABCP等)については、資本賦課計測の際、モデルの保守性を担保するために設定されている当局設定変数(p値)を半減(×0.5倍)する(但しフロアを下回らない)ことが認められる。

(注)①SEC-IRBAには、p値について0.3、RWについてシニアランシェ部分については10%、それ以外の部分については15%のフロアが設定されている。

- 銀行が②SEC-ERBAを用いて資本賦課を算出する場合、短期STC資本賦課要件を全て満たす短期証券化商品(ABCP等)については、以下のRWの軽減措置が認められる。

外部格付	A-1/P-1	A-2/P-2	A-3/P-3	A-4/P-4
STC商品のRW	10%	30%	60%	1,250%
非STC商品のRW	15%	50%	100%	1,250%

(注)軽減措置の内容は、ターム物STC証券化商品の短期格付にかかるRWの軽減措置と同様。

- 銀行が投資家である場合、導管体レベルでエクスポージャーを保有する場合、取引レベルでのみエクスポージャーを保有する場合で満たすべき要件が異なる点には留意のこと(P9参照)。